平川市プレミアム付商品券事業取扱店募集要項

1 趣 旨

平川市が実施する「平川市プレミアム付商品券事業」の取扱店を募集するため、必要な事項について定める。

2 取扱店の募集受付期間

令和元年7月16日(火)から令和元年8月20日(火)

3 商品券の利用期間

令和元年10月1日(火曜日)から令和2年2月28日(金曜日)

4 商品券の利用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- ・出資や金融商品の購入
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金 性の高いもの
- ・たばこ
- ・不動産に係る支払い
- 国税、地方税、使用料等の公租公課
- ・その他、市が適当でないと認めたもの

5 取扱店の登録資格

平川市が発行するプレミアム付商品券(以下、「商品券」という。)を取り扱うことのできる事業所の登録資格は平川市内の事業所等とする。

6 使用済み商品券の換金期間

令和元年10月1日 (火曜日) から令和2年3月13日 (金曜日)

7 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるようステッカー等を掲示すること。
- (2) 使用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないか確認すること。色合いが違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに平川市商工会まで報告すること。

- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (4) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引に使用しないこと。
- (6) 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店 の責務とする。
- (7) 商品券の第三者への譲渡等が疑われるケースがあった場合には、市へ通報し、商品券使用者に対して、一旦使用を保留すること。

8 取扱店募集の周知方法

- (1) 広報ひらかわ掲載
- (2) 平川市ホームページ掲載
- (3) 平川市商工会ホームページ掲載
- (4) その他

9 取扱店の登録方法

(1) 登録方法

取扱店の登録を希望する事業所等は、取扱店申込書(様式1)に必要事項を記入 し、平川市商工会へ郵送又は直接提出するものとする。

(2) 申込書の提出先

平川市商工会

〒036-0104 平川市柏木町藤山27-2

TEL 44-3055 FAX 44-3056

10 登録取扱店の周知

- (1) 商品券購入引換券送付時に、取扱店の一覧を同封
- (2) 平川市ホームページに掲載

11 取扱店資格の喪失

平川市は、本要項7に定める行為に違約する行為が認められた場合は、喚起の停止、 取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

12 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに平川市商工会へ届出るものとする。